

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	光ファイバ賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 京都営繕事務所長 橋本 幸治 京都府京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎
契約締結日	令和 4年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社オペテージ 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番5号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,560,800-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,560,800-
随意契約によることとした理由	<p>本契約は、近畿地方整備局の情報通信基盤整備として、京都国道事務所と京都営繕事務所を結ぶ光ファイバケーブルの賃貸借を行うものである。</p> <p>光ファイバケーブルは、災害時の通信の安定性の確保及びセキュリティ（情報漏洩防止）の観点から、中継器や回線収納装置等を介さない専用の芯線を用いて、京都国道事務所の既設ルータと京都営繕事務所の既設ルータを接続する必要がある。対象事業者は、電気通信事業法で定められた電気通信事業者となるが、上記要件を満たすことができるのは上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。</p> <p>【随意契約する根拠法令】 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備考	